

日吉津村告示第3号

令和5年第1回日吉津村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月17日

日吉津村長 中 田 達 彦

- 1 日 時 令和5年3月3日 午前9時00分
 - 2 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘	井 藤 稔
橋 井 満 義	三 島 尋 子
松 本 二三子	河 中 博 子
前 田 昇	松 田 悦 郎
加 藤 修	山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

令和5年3月3日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和5年3月3日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 村長施政方針説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（日吉津村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（複合型子育て拠点施設新築工事（建築）の建設工事請負変更契約（第3回））
- 日程第7 報告第3号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第8 報告第4号 行財政調査特別委員会の調査研究について
- 日程第9 議案第1号 日吉津村個人情報保護法施行条例
- 日程第10 議案第2号 日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例
- 日程第11 議案第3号 日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第4号 日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第6号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第7号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第8号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第9号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第10号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・

- 子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第11号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第12号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第13号 日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例
- 日程第22 議案第14号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）
- 日程第23 議案第15号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）
- 日程第24 議案第16号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第25 議案第17号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第26 議案第18号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第27 議案第19号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第20号 令和5年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第29 発委第1号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 村長施政方針説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（日吉津村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（複合型子育て拠点施設新築工事（建築）の建設工事請負変更契約（第3回））
- 日程第7 報告第3号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第8 報告第4号 行財政調査特別委員会の調査研究について
- 日程第9 議案第1号 日吉津村個人情報保護法施行条例
- 日程第10 議案第2号 日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例
- 日程第11 議案第3号 日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例

- 日程第12 議案第4号 日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第6号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第7号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第8号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第9号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第10号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第11号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第12号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第13号 日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例
- 日程第22 議案第14号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）
- 日程第23 議案第15号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）
- 日程第24 議案第16号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第25 議案第17号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第26 議案第18号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第27 議案第19号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第20号 令和5年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第29 発委第1号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例

出席議員（10名）

1 番 長谷川 康 弘

2 番 井 藤 稔

3 番 橋 井 満 義

4 番 三 島 尋 子

5番 松本 二三子

6番 河 中 博 子

7番 前 田 昇

8番 松 田 悦 郎

9番 加 藤 修

10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 乾 敬 介 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 福 井 真 一 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育次長 横 田 威 開
会計管理者 景 山 美 穂

午前9時00分開会

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。議長の山路です。

ただいまから令和5年第1回3月定例会を開会します。

開会に先立ち、議長から一言御挨拶申し上げます。

冒頭、喜ばしいこととして、日吉津村地方創生総合戦略に掲げております2060年を目標としていました日吉津村人口3,600人を、先月2月1日に早々と達成したところであります。喜んでばかりはおられないと思っております。今後、この人口をいかに継続するのか、議会、行政手腕が問われるところであります。鳥取県下で唯一人口の増える村、また、活力ある村として期待の膨らむところであります。

また、昨年9月5日、複合型福祉施設ミライトひえづが完成し、事業開始。また、本年1月30日、2号線一部拡幅と信号機設置が完了し、使用開始。村民の皆さんからは、子育て支援の施設充実と安心・安全に結びつく施策に喜びの声をお聞きするところであります。議会としても、

長年の要望事項でありました施設がやっと実現したところであります。また、国道431号線沿い、長年荒廃地となっていた一部の造成も進むところであり、今後の計画推進に勢いをつけるものと期待するところであります。

話は替わりますが、世界中を恐怖に追いやった新型コロナ、国内で確認されてから本年1月15日で丸3年となったところであります。現在、感染状況も、やっとの思いで収束ぎみとなったところであります。ここ政府の指針は、3月13日からマスクの着用は個人判断、5月8からは感染症の位置づけを危険度の高い2類から危険度の低い5類、インフルエンザ並みの対応となったところであります。経済活動の進展に期待するところであります。

また、世界がコロナ感染で苦しむ中、ロシアのウクライナ進撃、本年2月24日で丸1年となります。終わりのない、また、世界を巻き込む戦争になるのではないかと危惧するところであります。このロシア進撃を発端に、食糧難、物価高に世界が苦しむところでもあります。日本国内においてもこの影響は計り知れないところであり、これまでの支援施策は今後も必要であり、議会としても国に対し、村行政に対しても強く要請してまいりたいと思っております。

終わりになりますが、この4月は統一地方選挙が行われ、村長、議会ともに改選となります。各位におかれましては、健康に十分な配慮をされて臨まれることを御祈念します。

これで開会前の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、本会議に入りたいと思います。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第1回日吉津村議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、井藤稔議員、3番、橋井満義議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり、本日から3月2

4日までの22日間とし、審議予定はお手元に配付のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月24日までの22日間、審議予定はお手元に配付のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長からの報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により、村長、教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

出納検査報告、お手元に配付のとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管しておりますので、閲覧していただきたいと思っております。

陳情の付託報告、本日まで受理した陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第92条及び95条の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。なお、会期中の付託といたします。

陳情の処理経過及び結果の報告、令和4年12月定例会において不採択となりました、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書については、12月19日付で審査結果を通知いたしました。

行事報告、12月定例会終了後から本日まで、お手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 村長施政方針説明

○議長（山路 有君） 日程第4、村長施政方針説明を行います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 本日、ここに令和5年度一般会計当初予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、村政に対する施政方針と予算に関する総括的な御説明を申し述べさせていただきます。

平成31年4月に日吉津村長に就任してから、はや4年になろうとしています。振り返りますと、就任後最初の新年を迎えた直後の1月15日に国内でも初めての新型コロナ感染が確認され

て以来、コロナ禍と呼ばれる状況が続き、常に新型コロナ対策を行いながらの村政運営となりました。村民の皆様、議会の皆様にも、感染予防やワクチン接種、社会経済対策事業の実施、感染防止を行いながらの事業やイベントの実施など、様々な御協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

新型コロナの関係では、一昨年の令和3年4月以来、本村ではヴィレステひえづでの集団接種と村内医療機関での個別接種でワクチン接種を進めてまいりました。現在は11歳以下の小児接種や5歳以下の乳幼児接種は引き続き行われており、12歳以上の接種についてはイオンモール日吉津などの県営接種会場で継続して接種を進められています。そのような状況の中、高齢者の5回目接種が8割程度進み、予約者も減少するなど、一定程度の接種が進んだことから、村の集団接種につきましては2月をもって一旦終了といたしました。来年度のワクチン接種の方針につきましては、政府において3月上旬に決定されることとなっております。また、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を大型連休明けの5月8日に5類に引き下げると決定されたところであり、今後も国の方針や感染の状況等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

そうした中、令和5年2月1日現在の人口は3,604人と、3,600人を超え、直近では3月1日現在で3,616人となりました。日吉津村の地方創生の推進につきましては、2060年に本村の人口3,600人を維持するため、「住んでみたい、住み続けたいむらづくり」、「結婚・出産・子育てしやすいむらづくり」、「働き続けられるむらづくり」、「魅力あふれるむらづくり」を4つの基本目標として取り組んでおり、その目標人口を超えたこととなります。引き続き移住定住施策や村内外に本村の魅力を知ってもらえる仕掛けづくりを官民連携で取り組み、現在の人口増を村の元気づくりにつなげていきたいと考えております。

国では、地域課題の解決にデジタル技術を活用し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指したデジタル田園都市国家構想の実現を目指しています。本村におきましても日吉津村地方創生総合戦略の改定を行い、デジタル技術も活用しながら、官民連携した元気な地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

予算の概要につきましては、令和5年度の一般会計予算総額は28億3,714万9,000円、国民健康保険事業勘定特別会計3億7,575万6,000円、後期高齢者医療特別会計558万9,000円、下水道事業会計3億5,738万1,000円を本議会に提案させていただくこととしております。

一般会計では、2か年にわたった複合型子育て拠点施設の建設が完了したため、昨年の34億1,406万5,000円より5億7,691万6,000円少ない予算、国保会計では昨年より366

万2,000円、後期高齢では昨年より346万4,000円多い予算となっております。下水道事業会計では、大山町及び南部町と共同で運用している移動式汚泥脱水車の更新を行うため、昨年より1億6,815万3,000円多い予算となっております。なお、令和5年度の当初予算は、年度当初に村長選を控えていることから、経常的経費や継続的な事業を中心に計上する骨格予算として編成しながらも、第7次総合計画に定める事業や取組について着実に前進させるための予算編成としております。

以下、主要な事業、取組について御説明をさせていただきます。

最初に、子育て支援の関係では、昨年9月に供用開始しました複合型子育て拠点施設ミライトひえづは、児童館の館庭、駐車場等の整備が終了し、2か年度にわたった工事も間もなく完了するところでございます。ミライトひえづは、保育所、児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、民俗資料館の機能を併せ持ち、村の未来を担う子供たちの確かな育ちを幼児教育・学校教育・家庭教育が連携してしっかりと支える施設となっております。新たな事業として、一時預かりや園庭開放を行い、子供の育ちに沿った切れ目ない支援の充実を図り、子育て世代が安心して子育てができる拠点として地域に親しまれる施設でありたいと願っています。

保育所は、4月から保育所型の認定こども園として新たなスタートを切ります。保育認定にかかわらず誰もが通える施設として、地方創生総合戦略で掲げた待機児童ゼロを継続し、幼児教育や保育の質の向上などに努めるとともに、子育て支援センターや小規模保育所も含めて、子供の育ちと親の子育てをしっかりと支えられるように連携を図ってまいります。

2月からスタートしております、すまいる子育て応援ギフト事業は、これまで子育て世代包括支援センター、すまいるはぐにおいて取り組んできた、ひえづ版ネウボラの切れ目のない支援をさらに充実させる事業として実施してまいります。出産前後の5万円ずつの給付金の支給による経済的支援とともに、伴走型相談支援として、妊娠届け出時、妊娠8か月前後、出生届から乳幼児家庭全戸訪問までの間の面談を実施し、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備を進めてまいります。

教育の関係では、日吉津小学校では4月に45名の新入生を迎え、237名での学校活動をスタートする予定としております。令和5年度は日吉津小学校創立150周年の記念の年となります。5月8日には50年前に埋めたタイムカプセルを掘り出すほか、記念式典を行うこととし、計画を進めてまいります。

令和3年度から本格的にコミュニティ・スクール事業がスタートいたしました。昨年度に引き続き熟議を開催し、様々な立場の方にお集まりいただき、今年度は、放課後、休日の子供の姿に

ついて語り合いました。引き続き地域の皆さんと児童との交流の様子や学校運営協議会の取組状況など情報提供に努めるとともに、地域と学校、家庭が連携して、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

令和2年度から日吉津小学校に教育支援センター、ぷらっとルームを設置しております。ここでは、遅れて登校するなどして教室に入ることが困難な児童の準備や個別学習の支援を行ってきました。令和5年度からは、さらに学校に来ることが困難な児童生徒の居場所、個別学習の支援として、ふれあい生活館内の研修室にこの場所を移すことといたしました。引き続き個に応じた指導及び支援体制の充実に努めてまいります。

社会教育に関しましては、昨年5月に中学生サークル、スパークルバルブスが立ち上がりました。村内在住の中学生18人が中心となって、子供向けの縁日の開催や村内の食材を利用したピザ作り、ふれあいフェスタへの出店などを通して村民の皆様と交流の機会をつくりました。また、チューリップの球根の仕分作業や音楽祭の準備・運営補助など、ボランティア活動にも積極的に取り組みました。先月末にはeスポーツ大会が開催され、大変盛り上がりました。地域の方からは、中学生が出てきてくれると元気がもらえるといったありがたいお言葉もいただいております。来年度もメンバーを増やしながら活動の幅をさらに広げていきたいと考えております。

本村では、子供はみんなの宝物と捉え、「GUTS日吉津っ子」を村民みんなで育てることを目指し、カルチャー土曜塾を開催しております。今年度も実行委員会を開催し、地域の皆さんの御協力の下、定期コースを5回と、体験・発見コースとして日野川探検、日吉津海岸での釣り大会、美保湾クルーズと釣り体験などを開催することができました。例年よりも多くの児童の参加申込みがあり、子供たちも体験活動を通して得られた成果や人との関わりの楽しさを感じることができました。新年度も地域の皆さんの御協力の下、土曜学習事業としてカルチャー土曜塾の開催、楽しい体験活動等計画してまいりたいと考えております。

令和6年度には、鳥取県を舞台に全国健康福祉祭ねりんピックが開催されます。本村はターゲットボードゴルフの会場となりますので、令和5年度には9月にリハーサル大会を開催し、準備を進めてまいります。

文化財の関係では、令和4年度鳥取県文化財保護審議会での審議を経て、日吉津村民俗資料館所蔵の綿栽培用具18点が鳥取県指定有形民俗文化財の指定を受ける運びとなりました。これは日吉津村初の県指定文化財となり、県の告示後に正式に指定文化財となる予定でございます。綿栽培は近世から近代に行われた、砂地を利用した主要産業でした。綿栽培に使用されていた代表的な道具として、砂地の畑に綿の種まき用の溝をつける綿まきくわ、水まきに使われた水くみお

け、収穫に用いる綿もりかごなどがあります。砂地を利用した産業の先駆けであった綿栽培の貴重な資料が形あるものとして受け継がれ、さらに地域的な特色を示す点が評価をされました。資料の一部はミライトひえづ展示・交流室に展示しており、説明パネルを見直すなど来館者に分かりやすい展示と適切な資料保護を図ってまいります。

次に、村の土地利用計画の関係では、現在、国道431号沿道の富吉地区において、開発事業者が地権者と共に市街化調整区域の地区計画による商業開発の検討を行っております。一部の区域は地区計画に先行して日用利便施設や沿道サービス施設の工事が始まったところであり、市街化調整区域の地区計画による商業開発に向けては、周辺の沿道環境、居住環境、営農環境との調和を図りながら、良好な市街地形成を図るために、区画道路をはじめとする施設整備が必要であったり、関係各機関協議に期間を要したりするなど、克服すべき課題はありますが、土地利用計画の実現を目指してまいりたいと考えております。

道路の新設改良については、村道役場線と2号線の交差点改良工事を令和4年度中に完了し、村道宮川北線については引き続き歩道整備を進めてまいります。また、道路施設の維持については、長寿命化修繕計画に基づき橋梁の定期点検や村道4号線の西川橋の補修を行うほか、村道温泉線の舗装補修を行うこととしております。

次に、公共下水道に関しまして、人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、独立採算制を基本とする公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、将来にわたり必要なサービスを安定的に提供するためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政運営の向上に取り組む必要が高まる中、本村の公共下水道事業につきましては、令和2年度から公営企業会計による事業運営を行っております。令和5年度におきましても引き続き資産及び経費を含む全体の経営状況を比較可能な形で把握した上で、将来に向けての経営見通しを立てながら事業運営を行っていくこととしております。なお、新型コロナの影響に伴い、令和4年度の下水道使用料において6%の減免を維持しているところですが、現状を勘案し、令和5年度においても下水道使用料6%の減免を継続することとして計画しております。

本村は、市街地近郊に位置しながらも日野川や日本海などの豊かな自然に恵まれた環境にあります。日野川河川敷では村民の交流や健康増進を図る場として、引き続き河川敷グラウンド、水辺の楽校の適切な維持管理に努めてまいります。日野川土手の桜堤につきましては、桜の開花時期にはベンチを増設し、利便性の向上を図ってまいります。

次に、海浜エリア活性化、うなばら荘の関係でございます。うなばら荘は令和4年3月末をも

って閉館し、民間事業者による活用が予定されていましたが、事業者から事業中止の申入れがあり、今年1月の西部広域正副管理者会議において、施設を民間の第三者に譲渡する方針が決定し、現在、施設所有者である民間事業者と西部広域行政管理組合、日吉津村で、施設譲渡に向けた協議を進めているところでございます。一日でも早く次の譲渡先が決まり、新しい施設が稼働できるよう、協力して進めてまいりたいと考えております。

海浜エリアの活性化計画の策定につきましては、海浜運動公園や海岸松林など海浜エリア一帯のさらなる活性化を図るため、海浜エリア活性化検討委員会や庁内プロジェクトチーム、村民の皆様からの御意見などにより検討を進めてまいりました。1月10日から2月10日までは計画案のパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見も踏まえ、3月末をめどに活性化計画としてまとめてまいります。

次に、防災の関係では、昨年10月には3年ぶりに村防災訓練を実施することができました。あわせて鳥取大学と鳥取県、村社会福祉協議会との共同事業として、福祉避難所の設営及び要配慮者の避難支援訓練も実施したところでございます。今回の訓練では役場職員の7割近くが参加し、初動の確認及び活動の中での課題点の抽出等を行ったところでございます。抽出した課題点の改善等を図りながら、来年度以降引き続き訓練を実施してまいります。

また、8月には防災士連絡協議会を設立し、10月には1回目となる研修会を実施しました。この協議会を通じ、防災士間の情報共有及び協力体制の構築を図り、関係機関や自治会、自主防災組織等とも連携し、防災力を高めてまいりたいと考えております。

消防関係につきましては、今年度、総務省消防庁から消防ポンプ自動車が無償貸与され、先月26日には入魂式及び消防団への車両引渡し式を行ったところでございます。この消防車両にはエンジンカッター、チェーンソー、AEDなど計20種40点の救助用資機材が搭載されており、日吉津村消防団のさらなる総合防災力の強化につながるものと期待をしております。

次に、自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進につきまして、国では自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定され、今後、地方行政のデジタル化が加速されることが予見されています。自治体DX推進計画では、システムの統一やマイナンバーカードの普及促進などに向け工程表を作成し、計画的にデジタル化を進めることが自治体に求められています。

マイナンバーカードにつきましては、本村における交付率は75.41%まで伸び、引き続き県内の市町村の上位、第1位に位置をしています。中国5県の市町村の中でも5番目に高い割合となっており、住民の皆さんの意識が高いことがうかがわれます。既に始まっているマイナンバー

カードの健康保険証としての利用につきましては、対応できる医療機関及び薬局が鳥取県内で582か所、西部地区では260か所まで増えております。本年2月からはマイナンバーカードを利用しての転出届について、来庁不要のオンライン届出が可能となり、転入・転居につきましてはオンラインによる来庁予約が可能となったほか、今年4月からは住民票、印鑑証明、所得証明がコンビニで取得できるサービスを開始いたします。

引き続き自治体DX推進プロジェクトチームを中心に行政手続のデジタル化、オンライン化について検討、準備を進め、デジタル技術を活用して村民の皆様の利便性を向上させることと併せて、誰もが取り残されないデジタル社会の実現に向け、民間企業、団体等とも連携をして取り組んでまいります。

次に、共生社会の実現関係で、人生100年時代の長寿社会を見据え、高齢者になっても住み慣れた地域や住まいで自分らしい暮らしを続けることができるよう、村民の健康づくりなど健康寿命の延伸対策、フレイル予防、健康づくりのための環境整備、社会参加の促進など、地域ぐるみで生涯にわたって活躍できる村づくりに向けた取組を強化してまいります。

また、障がい者の日常生活の支援や医療的ケアの促進をはじめ、地域の支え合い・助け合い、あらゆる世代の活躍の場づくり、多様な就労機会の確保、8050問題やひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーへの対応など、地域共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

新年度では、そのような地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、介護、障がい、子供、生活困窮といった分野ごとではなく、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業に向けて検討を行います。この重層的支援体制整備事業では、相談支援体制づくりや参加と協働による、共に支え合う福祉の充実を目指し、誰もが地域の中に居場所があり、孤立することなく、地域全体で見守り、支え合いの村づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、社会保障の充実では、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計の特定健診をはじめ、受診結果に基づいた保健指導等の取組により被保険者の健康づくりを推進し、特別会計それぞれの保険医療制度の安定した運営を図るとともに、鳥取県特別医療制度による子育て世代や重度障がい者等の医療費助成の制度などにより、健康の保持及び増進を図ってまいります。

国民健康保険の令和5年度の保険税率につきましては、県への納付金が被保険者数や医療費係数の減少により前年度より減額となった一方、1人当たりの納付金額は増加していることや新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少等も見込まれることから、税率据置きを提案をさせ

ていただきました。今後も激変緩和措置の終了後を見据えた保険税率改定の検討を引き続き行ってまいります。

また、介護保険事業につきましては、伯耆町、南部町の3町村で南部箕蚊屋広域連合を設置し、共同運営を行っています。地域包括ケアシステムの深化に向けて、介護予防に重点を置いた多様なサービスや協議体を中心とした生活支援の充実により、共に支え合う村づくりを推進し、介護保険料の抑制にも努めていきたいと考えております。

次に、保健・健康づくりでは、各種検診の受診率向上に取り組むとともに、より多くの住民が常日頃から自らの健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や改善、健康増進に取り組むことで健康寿命の延伸につなげていけるよう、健康づくり推進協議会や食生活改善推進委員会の活動と連携を図りながら、バランスの取れた食生活の実践や定期的な各種検診の受診、フレイル予防などの普及啓発活動に取り組んでまいります。

自治会、コミュニティ活動支援では、引き続き自分たちの暮らす地域で安心して暮らすことができる、活力ある地域づくりに向けた取組を行うコミュニティ活動の推進と、それに対する支援を行い、地域の将来を考えるコミュニティづくりを推進してまいります。

本年5月より新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類へ移行されることも踏まえつつ、新型コロナウイルス対策を行い、工夫をしながら、それぞれの自治会やコミュニティでの活動を行っていたり、自治連合会等で情報交換や意見交換を行いながら、また、国や県等の支援制度も紹介、活用しながら、地域力の維持向上を図ってまいりたいと考えております。

移住定住の促進関係では、仕事、住まい、結婚を総合的にサポートする移住定住総合相談窓口におきまして、仕事のサポートでは、県立ハローワーク、ハローワーク米子と連携して就業を支援します。住まいのサポートでは、購入希望の方には村内の土地、中古住宅売買物件の情報を提供して購入を支援いたします。また、土地、建物の売却希望の方には、鳥取県宅地建物取引業協会に情報提供して売却を支援するとともに、近年増加傾向であります空き家の解消に努めてまいります。結婚のサポートでは、鳥取県が開設したとっとり出会いサポートセンター（えんとりー）と連携して、1対1の出会いを支援してまいります。

次に、農業の関係でございます。農業を取り巻く状況は厳しさを増しています。令和3年度には米価下落に対応して、コロナ禍緊急対策米価下落による農業者支援事業を実施いたしました。また、令和4年度には肥料等の高騰に対し新型コロナウイルス農業資材物価高騰対策事業を実施したところですが、昨年も米価は以前のような価格に戻ることはなく低迷を続けています。本定例会においても、コロナ禍緊急対策米価下落による農業者支援事業補助金を補正予算で提案をさせていた

だくところですが、農業を取り巻く環境等について今後も引き続き注視していく必要があると考えております。

一昨年度に設置した日吉津村農業未来会議において、30年後の日吉津村農業の目指すべき将来像である日吉津村農業将来ビジョンと、その実現に向けた方策等について議論を重ねていただきました。議論を踏まえ、がんばる地域プラン事業として、今年度からスタートした農業よろず相談窓口や農作業お助け隊といった農地の管理への支援や、ふんばる農家プラン、環境農業維持支払い交付金といった農家への直接的な支援など、プランの推進を図ってまいりたいと考えております。

農業経営基盤強化促進法の改正法が令和4年5月に成立し、各市町村は令和7年3月末までに地域計画を策定することが定められました。地域計画とは、人と農地の問題を解決するための未来の設計図でございます。農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話合いに基づき計画を策定してまいります。今後も農業委員会の皆様や日吉津村地域資源保全会、国、県、担い手育成機構、JAなどの関係機関と連携し、農業者の皆様との合意形成を十分に図りながら進めていきたいと考えております。そして、農業者の皆様の営みを、農業者や村民の皆様のつながりや助け合いの力を生かし、これをしっかりと支援していくことで豊かな農地や農業を次世代につないでいきたいと考えております。

商工業・観光の振興につきましては、商工会とも連携し、小口融資や利子補給事業を継続し、中小事業所の経営安定を図るとともに、鳥取県西部9市町村と商工団体が共同で策定した創業支援事業計画に基づき、起業・創業など新たなチャレンジを引き続き支援してまいります。

新型コロナの影響は今後も続くことが予想されます。地域経済の活性化につながる対策事業を適時に行ってまいりたいと考えております。

また、大山山麓・日野川流域観光推進協議会など、近隣市町村とも連携しながら、広域的な観光振興やサイクルツーリズムを切り口とした地域経済の活性化を進めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革の関係でございます。これまで本村は、行財政改革大綱及び行財政改革プランに基づき財政運営の健全化を目指し、各種使用料、補助金等の見直し、事務事業の効率化など様々な行財政改革の取組を行ってまいりました。「さらなる村民サービス向上をめざして、未来につなぐ行財政基盤の確立」を改革のテーマとした第4次行財政改革プランの実施計画に基づき、効果的な組織体制やICTなどの技術活用による事務の効率化など取組を行ってまいります。また、

事務事業の見直しを行うために、実施している事業が総合計画の実現のために成果を上げているのかを検証し、今後の方策を検討する事務事業成果優先度評価の取組を開始いたしました。限られた財源を有効に活用し事業を実施できるよう、庁内が一体となり改革の着実な推進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響、電気、ガスや物価の高騰、デジタル技術の発展と普及など、社会情勢が目まぐるしく変化をしております。そうした状況にも柔軟に対応しながら、第7次日吉津村総合計画を大きな指針とし、基本構想、基本計画の実現、実施に向け、自治基本条例に定められた住民主権、人権の尊重、情報の共有、参画と協働の基本原則をしっかりと基礎に据えながら、村民の皆様と一緒に、みんなで創る元気な村、住み続けたい日吉津村づくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様、村民の皆様におかれましては、引き続き格別の御理解と御協力を賜りますことをお願いし、施政方針とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これで村長施政方針を終わります。

日程第5 報告第1号 から 日程第6 報告第2号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第5から日程第6までは村長からの報告ですので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、報告第1号、専決処分の報告について（日吉津村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）、日程第6、報告第2号、専決処分の報告について（複合型子育て拠点施設新築工事（建築）の建設工事請負変更契約（第3回））について、以上2件を一括議題といたします。

執行部からの報告を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました報告第1号、専決処分の報告について（日吉津村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）、報告第2号、専決処分の報告について（複合型子育て拠点施設新築工事（建築）の建設工事請負変更契約（第3回））について御報告を申し上げます。

まず、報告第1号の専決処分の報告について（日吉津村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）についてであります。子ども・子育て支援法の改正、条ずれ等に伴い、日吉津村子

ども・子育て会議条例の同法を引用した箇所の条項ずれが生じたため、地方自治法第180条第1項の規定及び議会権限に属する事項中、村長において専決処分すべき事項の指定についての第3項に基づき、令和5年2月24日を期日として専決処分を行ったものでございます。

次に、報告第2号、専決処分の報告について（複合型子育て拠点施設新築工事（建築）の建設工事請負変更契約（第3回））について御報告を申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定及び議会権限に属する事項中、村長において専決処分すべき事項の指定についての第1項に基づき、令和5年1月26日を期日として専決処分を行ったものでございます。変更契約の内容は、本年1月の積雪及び気温の低下により舗装工事が実施できなかったため、開発行為検査完了告示までの期間を含め18日間の工期延期が必要となったことから、工期の完成を令和5年2月20日から令和5年3月10日にする変更契約でございます。

以上で報告第1号から報告第2号の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 2件の報告が終わりました。

これから報告第1号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。先般の全員協議会で説明がありましたときに質問をしておりましたけれども、返答がありませんでしたので、改めてさせていただきます。

これは、先ほどの説明で条ずれということがございましたけれども、法を見てみますと、改正が昨年6月ですかね、されてて、でもそれは施行が、ここに書いてありますように、5年、今年の4月1日ということになってます。説明書に、資料には理由が少し載ってますけれども、正式な提出文書には理由が載ってません。そのことがちょっと気になりました。5年4月に施行になるものが、なぜ専決処分されないといけないのかということです。その点、お願いいたします。

報告2件、同じでよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） いや、今、報告1号です。

○議員（4番 三島 尋子君） はい。これは次の分についてはありませんが、この日付ですけれども、日付はいつでもいいのかもしれませんが、次のも、第2号が1月に専決されてるのに後に来てるっていう、これは提出をされたところにちょっとお聞きしたいですけども、これはこういうことでよろしいんでしょうか。その点も、ついて、お願いいたします。

○議長（山路 有君） 三島議員、もうちょっと大きい声で入れてもらったほうがいいと思います。

○議員（4番 三島 尋子君） 分かりませんか。今の、分からなかったでしょうか。

○議長（山路 有君） いや、分かりましたけども。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員の御質問にお答えいたします。先ほど村長のほうも申し上げましたとおり、今回の改正につきましては、法令の改正に伴う条ずれによるものということでございます。これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律第33条の規定による、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う改正でございます。72条から76条までが削除されたことによりまして、77条が72条に条ずれしたものであるということでございます。

この施行日につきましては、御指摘のとおり令和5年4月1日となっておりますので、その施行日以後の事後報告とならないように、このタイミングでの定例会で報告ができるようにということで、ここで専決処分を行ったところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） そのことは分かりますけれども、この説明資料には理由ってというのが載ってますけれども、正式に出されたものに対して理由がありません。ですので、これを見ると、なぜ4月のものが2月に専決処分されたかっていうことになりますので、ここにちゃんと理由を載せていただきたい。ほかの議案につきましても全部理由が載ってますね。議会がタッチができないものですので、専決は。きちんとそれを載せないといけないんじゃないかっていうことを思うんですけれども。後で見られたときに分からないじゃないですか、見たときに。それをお感じにならないんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。専決処分の議案につきましては、こういう形で問題ないというふうに感じております。それと、説明資料につきましては、あくまでこれがなぜ起こったかと、この改正がなぜしなければいけないかという理由ですので、最低限の理由はここに述べさせていただいてるなというふうには理解しているところでございます。それで、今回のように施行日につきましては、いつの専決処分であったかというような御疑問があれば、その都度、お答えさせていただきたいというふうに思います。

それと、前段の御質問のもう1点でしたけれども、報告番号と施行日というか、専決処分の日の関連性はないというふうに思っておりますので、そこは整合性がなくて順番はつけております。以上です。

○議長（山路 有君） 最後になります。

三島議員。

○議員（４番 三島 尋子君） ごめんなさい。私が言いましたのは、この説明資料っていうのは載ってますよね、理由が。ですけど、正式に出された本文のこのところに、やっぱり４月の施行っていうことになると、この下に理由としてきちんと載せておかないと駄目なんじゃないですかっていうことを申し上げたんです。それをちょっと調べてみたら、もうほとんど全部のところこういうのは載ってます、理由が、なぜこういうふうにしたかっていうことが。それをどういうふうにお考えになってるかっていうことがお聞きしたかったんです。ただ説明資料に載ってるからいいっていうことではないのではないかっていうことです。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。これまでもこういった形でちょっと報告をさせていただき、補足的に説明資料ということで上げさせていただいております。ちょっとそのやり方につきまして、また再度ちょっと検討してみたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で報告第１号に対する質疑を終わります。

続いて、報告２号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これで報告第１号から報告第２号までを終わります。

日程第７ 報告第３号

○議長（山路 有君） 日程第７、報告第３号、教育民生常任委員会の調査研究についてを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

前田委員長。

○教育民生常任委員長（前田 昇君） 教育民生常任委員会の調査研究についての御報告を申し上げます。委員長を務めます前田です。よろしくお願いいたします。お手元の資料に記載しておりますが、多少、はしょって報告させていただきたいと思います。

調査日は、去る２月２８日、出席者は敬称を略しまして、松本、松田、河中、私、前田の４名

の議員と小乾事務局長。説明側としましては、福祉保健課の橋田課長、本庄係長、村社会福祉協議会から斎河事務局長、棚田課長であります。場所につきましては、議会の委員会室及び社会福祉センター、あるいはデイサービスセンターに移して調査をしております。

事件としましては、福祉のむらづくりにおける村社協・デイサービスの現状把握ということにしております。調査内容としましては、村からは社会福祉協議会への補助及び事業委託が行われておりまして、その現状をヒアリングする。また、コロナ禍の中での社会福祉センター及びデイサービスセンターにおける各種事業の実施状況について、村及び村社協から説明を受けるというふうな内容でありました。

確認及び報告概要としまして、まず、1点目、社会福祉協議会には、その運営費の補助を村が行っております。内容的には、社会福祉協議会の中核となるスタッフの方2名、事務局長とコーディネーターの方の件費の一部、現状においては85%を村が補助をしております。それに加えて、社会福祉センターの運営費、固定費を補助をしております。令和4年度の予算ベースにおきましては、1,280万8,000円を補助をしているということでありました。

次に、地域福祉委託事業ということで、国の補助を受けながら、村が社会福祉協議会に委託している事業があります。大きく4つを上げております。1つ目は、小地域福祉活動事業ということでありまして、長年、自治会単位で定期的に集まって住民の方が主体となった地域福祉の取組を推進するという、そういった事業が取り組まれております。が、しかし、近年は今吉自治会のみで継続されておきまして、その今吉におきましても、このコロナ禍の影響もあって、現在は停滞状況にあるということをお報告をいただきました。

2つ目の事業としまして、総合相談事業、これは専門職をお招きしての無料の困り事相談を社協のほうで受けております。家庭相談、消費生活相談、そして司法書士によります相談ということではありますが、家庭相談につきましては、事前に申込みを受けて相談を受けておりますが、今年度の実績はなかった。消費生活相談については、役場の住民課と連携して、自治会等でのサロンなどに出かけて啓発活動を行っている。司法書士相談については、県の協会から派遣を受けて年4回開催をしており、実績としては11件の相談を受けているということでありました。

事業の3つ目、地域訪問見守り事業ということで、地元の自治会の関係者、ボランティアの方の協力の下に家庭環境や高齢とか、あるいは身体的な課題など、支援が必要性感じられる世帯を戸別訪問をして安否確認等状況把握、あるいは支援につなげているということではありますが、訪問を受けることに抵抗感を感じられる世帯もあるようでして、そういった点、個別に配慮しつつ見守り活動を行っているということでありました。

事業の4つ目は、地域づくりに向けた支援事業ということで、自治会における見守り活動や社会福祉協議会、村及び地域包括センターによる定期的な情報交換及び地域福祉活動の推進を図っているということでありました。

以上のような取組につきましては、令和5年度、新年度に地域福祉計画（第2次）を策定予定でありまして、村のほうで新年度、そういった改めた計画策定が進められる予定だということでありました。現状において、例えばごみの分別とかごみ出しなど日常的な作業が困難になっている家庭も散見されておりまして、今後も増えていく傾向にあるということなどが、そういった点が今後の対応の重要な検討課題になろうかということでありました。

次に、介護予防事業各種委託事業ということで、主なものを3つ上げております。高齢者筋力向上トレーニング事業ということで、いわゆるパワリハといいますか、そういった事業を取り組んでおり、前年度の延べ利用者数は1,506名あったと。まだまだ御希望の方は多いようではありますが、施設等の、あるいは対応の準備のために現在はここにとどまっているということでもあります。

次に、転倒骨折予防教室ということで、週7回、福祉センターにおいての教室を開催をされております。これについては、前年度延べ利用者数は2,765名ということでありました。

次に、認知症予防・生きがい活動支援事業ということで、高齢者の方の通いの場づくりということで、男性サロン、女性サロン、認知症予防教室、パソコン教室、七福会などが行われております。現在、今年度、認知症予防教室については33名の方が登録されており、前年度の延べ利用者数は1,446名であったということでも伺いました。

最後に、デイサービスセンターの運用状況についてもお聞きしました。デイサービスセンターにおいては、村の社会福祉協議会が介護保険事業として、言わば事業者として実施されておりまして、現在、村内の方のみ50名程度の利用があるということでもあります。対応するスタッフに限界がありまして、従来、週6日実施しておりましたデイサービスが、現在は週5日にとどまっているということでもあります。スタッフの増員を行って、以前のように週6日としたいところではありますが、スタッフの確保が難しいというのが実情であるというふうに伺っております。

以上のような調査におきまして、参加しました議員からの意見を4点上げております。1点目、本村は、子育て支援や健康づくりへの取組が目立つけども、高齢者福祉についても一層の推進を図りたい。2点目、相談事業の実績があまり上がってないようだが、子育て家庭など対象者にとっては、社会福祉センターはなじみが少ないというのがあるので利用が少ないのではないかと。場所や受付方法など工夫が必要ではないか。3点目、地域の見守りや支え合いが必要であります

が、御近所に迷惑をかけたくないという高齢者の心理も働き、支援の仕方が、アプローチが難しい場面もあると。日常的な連携や顔なじみの関係が重要であろうということでもあります。4点目、コロナ禍の中、各種事業の実施に当たり、現場の苦労は大きいと感じたということでもあります。

最後に、考察としまして、まず1点目、コロナ禍ではありますが、新年度の高齢者福祉計画の策定については、村民及び関係者の方との十分な検討・協議によって、今後の高齢者福祉の指針として策定されたい。2点目、最近、介護施設等での利用者への虐待などが問題化している。開かれた村の社会福祉センター等ではあり得ないことではあります、事業の効果を高めるためには、利用者とスタッフの信頼関係が重要でありまして、スタッフ確保が難しい現状もありますが、村及び社会福祉協議会、関係者との連携の下、各種事業の成果を上げられたいということでもあります。

もう一点、追加で、災害時の対応としまして、社会福祉協議会及び社会福祉センターは、拠点となる、あるいは中心となる場でありまして、スタッフの皆さんにおいては、村の連携はもちろん、災害時の対応に対する共通理解に努めていただくということをお願いをしたいということでもあります。

以上、今回の調査研究についての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。

これから報告第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

報告第3号を終わります。

日程第8 報告第4号

○議長（山路 有君） 次に、日程第8、報告第4号、行財政調査特別委員会の調査研究についてを議題といたします。

行財政調査特別委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○行財政調査特別委員長（松田 悦郎君） 行財政調査特別委員長の松田と申します。ただいまより行財政調査特別委員会の調査研究について、行財政調査特別委員会視察の報告をいたします。この視察報告は、少し長くなりますが、全て読み上げて報告としたいと思います。

行財政調査特別委員会の行政視察報告ということで、期日が令和5年2月13日から15日。

場所は兵庫県朝来市、高砂市、播磨町、多可町。視察者は、敬称を略します。橋井、井藤、河中、長谷川、山路、前田、松田の委員7名と小乾事務局長であります。

最初に、朝来市であります。日時が令和5年2月13日14時から。場所、兵庫県朝来市市役所本庁舎。テーマは、自治基本条例の現状についてと、第3次朝来市総合計画と住民参画についてであります。最初に、神谷市民協働課長の挨拶に続き、高階市民協働係長より説明がありました。平成17年4月に生野町、和田山町、山東町、朝来町の4町が合併して朝来市となり、面積は403.06平方キロメートル。兵庫県で7番目の面積であります。人口は2万8,623人。高齢化率は36.13%で、天空の城「竹田城跡」、それから生野銀山など由緒ある歴史的文化遺産が多くある町であります。日本の三大ネギの1つである岩津ねぎの産地でもあります。

自治基本条例は、全部で32の条文で構成されていて、平成21年4月に制定されて以降、10年以上経過しており、今回、初めて自治基本条例の検証作業を行ったと。自治基本条例の逐条解説に基づき、令和4年4月1日から庁舎内の内部検証からスタートし、内部検証と並行して条例による審議会を設置し、令和4年度から審議会による検証を開始されました。自治基本条例審議会は、これまで7回行い、最終の審議会で検証報告を確定の上、市長に答申し、審議会による検証を終了することでありました。

次に、馬袋総合政策課長補佐より、第3次総合計画と住民参画について説明がありました。人口減少や少子高齢化が進む中で、161の行政区のうち、幾つかの区が区民の減少により活動ができなくなると予想されるため、区と行政の間を補完する組織の検討が行われ、平成19年度から20年度にかけて、全11の地域自治協議会が設立されました。地域自治協議会が基礎となり、環境・福祉・教育・農業など、その地域の特性を生かした地域経営が行われています。また、市民自治のまちづくりを進めていることが重要であると言われております。令和4年4月からスタートした第3次総合計画においては、基本計画は一般的には10年ですが、市長の任期が4年であることを踏まえ8年としておるそうです。基本計画と実施計画は4年ごとに見直し、基本構想と基本計画については、議会の議決が必要とされております。総合計画の策定過程においては、総合計画審議会であさご未来会議などを通じた市民との対話が重要視されております。総合計画づくりで特に強調されていたのは、市民はどういう生活をしたいのかを対話すると。次に、総合計画を市民に皆さんが誇りを持ってもらおうと。次に、総合計画に市民がSDGsを実感できるようにするということでもあります。

最後に、本村では、自治基本条例の見直しは行っておらず、今後の課題であると感じました。

次に、エコクリーンピアはりまについてであります。日時が2月14日10時からです。場所、

高砂市、東播臨海広域クリーンセンター、愛称はエコクリーンピアはりまであります。テーマは可燃・不燃、粗大ごみの処理施設の見学であります。

最初に、今竹高砂市議会議長の挨拶の後、施設全体のビデオを鑑賞しました。その中で、高砂市、加古川市、稲美町、播磨町から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを処理する施設であります。2016年から建設し、2022年から運営を開始されております。施設は、播磨灘に面した高砂市の湾岸にあり、駅や高速道路からのアクセスがしやすく、周囲の環境に配慮した施設でありました。可燃ごみは1日に429トンの処理ができると。事業所から可燃ごみは年間11万トン、粗大ごみは年間6,500トンの処理ができる。焼却の際に発生した熱を利用した蒸気タービンは、1万2,000キロワットの発電を行う。粗大ごみは1日34トンのごみ処理が可能であると。ごみを燃やした後の灰は温度が高いため、冷却した後に中金属の粒子が含まれているので、薬剤で処理し、半分は資源化、半分は埋立処理を行う。資源の有効利用や再生可能エネルギーの活用を進め、環境への負担の軽減を図るとともに、環境学習の場で住民の皆さんと学び、環境型社会形成の実現に貢献している施設でありました。最後に、全員が大きなエコクリーンピアのはりま全体の施設を視察しました。

次に、播磨町であります。2月14日、13時30分から、播磨町役場で、テーマは子育て支援施策についてであります。

沖崎こども課長より説明がありました。播磨町は兵庫県の主要な交通網が整備された海岸線に位置し、JRと山陽電鉄の2駅があり、大阪から1時間、県庁所在地の神戸から40分、世界遺産の姫路城があり、交通が便利な町であります。狭い町域が行政効率を高め、行政サービスがきめ細やかに提供できる町であり、子育て支援を充実させることにより、若い世代が定住できる魅力あるまちづくりを進めていると。北部・南部、2か所の子育て支援センターは子供同士が自由に遊べ、それを見守る親同士も親しく話したり、ゆっくりと過ごすことができるよう運営されております。播磨町での特色のある子育て支援策で主な事業としては、妊娠期のこうのとりのタクシー助成、それから、妊娠期のパパ応援事業、次に、赤ちゃんの駅、これは乳幼児を連れた保護者におむつ替えなどができる施設ということです。出産する母親に10万円の給付金、役場内にキッズスペースの設置などがあります。播磨町の特色を生かした子育て支援策は、内容が充実していて、努力されていることを感じました。

最後に、多可町ですが、2月15日10時から、場所は多可町役場本庁舎です。テーマは、議会の広報広聴活動についてであります。吉田広報広聴特別委員長より説明があり、議会の広報紙について、基本情報や広報紙の編集作業など16項目と、そのほか広報広聴活動について

も説明を受けました。議会の広報の創刊は、多可町が平成17年11月に中町、加美町、八千代町の3町の合併により誕生したので、18年3月1日からでありました。議会だより「輝」は、補正、条例、議会改革、企画など一般質問以外は編集に努力と創意工夫が見られ、本当に読みやすくできていました。広報活動では、SNSの導入でユーチューブを活用して、議場の様子を発信されています。また、多可町の特長として、酒米の最高峰、山田錦や日本一と言われる和紙、杉原紙、昨年、プロ野球で新人王を獲得した読売ジャイアンツの地元出身の大勢投手などを挙げておられました。

最後に、広報で本村との違いは、文字ポイントは10.5であるのに対し、本村は12ポイント。平均ページ数は22ページで、本村は平均18ページであります。広報予算は世帯数が違うのでありますが、7,100部で約169万円。本村は、1,400部で約77万円であります。また、多可町では、一般質問コーナーは、1人半ページあるのに対し、本村は1人1ページであります。一般質問は住民がどれだけ読みやすいか、どれだけ内容が理解できるかなどを考えると、少なくとも1ページが必要ではないかというふうに感じました。

以上、報告を終わります。

○議長（山路 有君） 御苦労さまでした。報告が終わりました。

これから報告第4号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これで報告第4号を終わります。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。再開は10時45分。おおよそ15分間の休憩を入れたいと思います。15分後には御参集ください。それでは、休憩に入ります。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

日程第9 議案第1号 から 日程第21 議案第13号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第9から日程第21までは条例に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 9、議案第 1 号、日吉津村個人情報保護法施行条例について、日程第 10、議案第 2 号、日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例について、日程第 11、議案第 3 号、日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 4 号、日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、日程第 13、議案第 5 号、日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 14、議案第 6 号、日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 15、議案第 7 号、日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 16、議案第 8 号、日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 17、議案第 9 号、日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 18、議案第 10 号、日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 19、議案第 11 号、日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第 20、議案第 12 号、日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 21、議案第 13 号、日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例について。以上 13 件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第 1 号から議案第 13 号までについて提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号、日吉津村個人情報保護法施行条例についてであります。令和 3 年 5 月 19 日に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報の保護に関する法律が改正され、従来、それぞれで分かれていた規律が個人情報保護法に統合されました。これに伴い、法律の範囲内で地方公共団体に許容された独自の保護措置について条例を設定するとともに、日吉津村個人情報保護条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 2 号、日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例について提案理由を御説明申し上げます。日吉津保育所の認定こども園への移行に伴い、各条例に規定する「保育所」という表記を「こども園」という表記に変更するものでございます。

次に、議案第 3 号、日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。住民基本台帳法施行令の一部が改正され、申請した方に限り住民票、個人番号カード等

に旧氏を現在の氏と併記する取扱いが開始されたことに伴い、印鑑登録証明書にも申請した方に限り旧氏を併記できるようにするものでございます。また、個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を自ら操作することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう改正するものでございます。

次に、議案第4号、日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。地方税法第423条第2項において、固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定めるとされていますが、本条例に委員の定数が規定されていなかったため、条例の目的に日吉津村固定資産評価審査委員会の構成を定めることを追加し、委員の定数を3人と定めるものでございます。

次に、議案第5号、日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。福祉のむらづくり推進委員会委員を職名に追加し、報酬の額を定めるものでございます。あわせて、日吉津保育所のこども園移行に伴い、職名を変更し改正するものでございます。

次に、議案第6号、日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。令和5年4月から日吉津保育所が認定こども園へ移行することに伴い、所長等の職名の変更、また、各職位の役割を明確にするため、5級課長補佐級の廃止、再任用職員の職名の 신설、3級室長の廃止、会計管理者への名称を統一し、5級、6級室長の廃止などの改正をするものでございます。

次に、議案第7号、日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。令和4年度の人事院勧告に伴い、正規職員の給料表が変更となりましたので、それに合わせるため会計年度任用職員の給料表の改定を行うものでございます。

次に、議案第8号、日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、安全計画の策定に関する規定を加えるものでございます。

次に、議案第9号、日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。民法等の一部改正により、児童福祉関係府省令が一部改正されたことに伴い、本条例から児童福祉施設の長の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

次に、議案第10号、日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども

・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。民法等の一部改正により、児童福祉関係府省令が一部改正されたことに伴い、児童福祉施設の長の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。あわせて、こども家庭庁設置に伴う法整備により、子ども・子育て支援法の引用した箇所の条ずれ等に伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第11号、日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に改正し、支給総額を42万円から50万円に変更するものでございます。

次に、議案第12号、日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。公共下水道使用料の減額措置については、段階的に廃止していくこととしていますが、新型コロナウイルス感染症等による経済への影響が続いているとともに、感染症の終息が見通せない状況にあることから、今後の減額率の引下げ及び廃止の時期を1年延期するものでございます。

次に、議案第13号、日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例について提案理由を御説明申し上げます。高齢者の福祉と健康増進を図るため、一般介護予防事業への参加者に求めていた手数料を令和5年4月分から無料化することとし、それに伴い本条例の廃止を提案するものでございます。

以上、一括議題となりました議案第1号から議案第13号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第1号から議案第13号までの提案説明を終わります。

日程第22 議案第14号 から 日程第24 議案第16号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第22から日程第24までは補正予算に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第22、議案第14号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）、日程第23、議案第15号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について、日程第24、議案第16号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

回)について。以上3件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長(中田 達彦君) ただいま一括議題となりました議案第14号から議案第16号までの補正予算について提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第14号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第10回)でございますが、歳入歳出それぞれ1億6,523万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億619万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。初めに、17ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に3,880万9,000円の減額を計上しておりますが、これはシステム導入、システム改修業務の見直し等による電算処理業務委託料3,083万1,000円の減額と、額の確定による電算機器借り上げ料345万1,000円の減額、西部広域行政管理組合への負担金209万5,000円の増額が主なものでございます。同款同項第5目企画費に2,556万8,000円の減額を計上しておりますが、これはふるさと納税寄附者への返礼品の減額に伴う夢はぐくむ村づくり基金寄附者記念品1,080万円の減額が主なものでございます。

次に、22ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費に1,164万6,000円の減額を計上しておりますが、これは複合型子育て拠点施設整備工事の完了に伴う工事請負費1,062万9,000円の減額が主なものでございます。

次に、24ページを御覧ください。同款第3項生活保護費、第2目生活保護扶助費に552万8,000円の減額を計上しておりますが、これは被保護者の生活扶助費、医療扶助費の実績見込みによる減額でございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費に848万7,000円の増額を計上しておりますが、これは令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の返還金677万3,000円の増額が主なものでございます。

次に、25ページを御覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費に922万5,000円の減額を計上しておりますが、これはがんばる農家プラン補助金408万円などの実績による減額が主なものでございますが、コロナ禍による米価下落に対する緊急の補助金として、203万2,000円の増額を計上しております。

次に、27ページを御覧ください。第7款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費に600万円の増額を計上しておりますが、これは、村道宮川北線歩道新設工事が当初計画から変更になることに伴う工事請負費600万円の増額によるものでございます。

次に、28ページを御覧ください。同款第3項都市計画費、第2目公園費に4,191万1,000円の減額を計上しておりますが、これは、海浜運動公園施設の観光目的利活用事業工事の財源確保ができなかったため、次年度以降に持ち越しとし、工事請負費3,900万円を減額としたことが主なものでございます。

次に、32ページを御覧ください。第10款公債費、第1項公債費、第2目利子に791万1,000円の減額を計上しておりますが、これは、地方債利子償還金が当初見込みより下がったことによる減額でございます。

次に、33ページを御覧ください。第11款諸支出金、第1項基金費、第3目夢はぐくむ村づくり基金費に2,000万円の減額を計上しておりますが、これは、夢はぐくむ村づくり事業に対する寄附金の実績見込みによる減額でございます。同款同項第13目一般廃棄物処理施設整備費積立基金に2,000万円の増額を計上しておりますが、これは、今後予想される一般廃棄物処理施設整備費の負担に備えて積立基金を増額するものでございます。

続いて、歳入について御説明申し上げますので、11ページを御覧ください。第1款村税、第1項村民税、第2目法人では、274万8,000円の増額を計上しておりますが、これは、実績見込みによる均等割300万円の減額と法人税割574万8,000円の増額によるものでございます。

次に、12ページを御覧ください。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税では、512万1,000円の増額を計上しておりますが、これは、実績による普通交付税の増額によるものでございます。

次に、13ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では、631万2,000円の減額を計上しておりますが、これは、歳出で申しあげました生活保護の生活扶助費、医療扶助費の減に伴う生活保護費国庫負担金414万6,000円の減額が主なものでございます。同款第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では、2,736万5,000円の減額を計上しておりますが、これは、地域一体となった観光地の再生観光サービスの高付加価値化事業が採択されなかったことによる地域一体観光サービス高付加価値化事業補助金2,000万円の減額と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金548万円の減額が主なものでございます。

次に、15ページを御覧ください。第17款寄附金、第1項寄附金、第2目総務寄附金では、3,660万円の減額を計上しておりますが、これは、夢はぐくむ村づくり事業に対する指定寄附金の実績見込みによる4,000万円の減額が主なものでございます。第18款繰入金、第1項基

金繰入金、第2目夢はぐくむ村づくり基金繰入金では、702万4,000円の減額を計上しておりますが、これは、充当を予定していた事業が減額、または終了となったことに伴い基金繰入金も減額するものでございます。

次に、16ページを御覧ください。第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入では、961万円の減額を計上しておりますが、これは、歳出でも申しあげました行政のオンライン化に係るシステム改修の計画の見直しをしたことに伴うデジタル基盤改革支援補助金939万4,000円の減額が主なものでございます。第21款村債、第1項村債、第1目村債では、5,960万円の減額を計上しておりますが、これは、複合型子育て拠点施設整備事業の工事費の確定による公共施設等適正管理推進事業債4,320万円の減額と保育所施設整備事業債1,640万円の減額によるものでございます。

次に、議案第15号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）でございますが、歳入歳出それぞれ94万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,721万円とするものでございます。

歳出の主なものを御説明申し上げますので、6ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第2目一般被保険者療養費に189万4,000円の増額を計上しておりますが、これは、過年度分の海外療養費の増による給付費の増額が主なものでございます。第4款保険事業費、第1項保険事業費、第2目疾病予防費に168万7,000円の減額を計上しておりますが、これは、人間ドック委託料の実績見込みによる減額が主なものでございます。

続いて、歳入についてですが、4ページを御覧ください。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税に490万7,000円の減額を計上しておりますが、これは、実績見込みによる減額でございます。第3款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に259万4,000円の増額を計上しておりますが、これは、保険給付費の増による普通交付金の増額によるものでございます。

5ページを御覧ください。第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目運営基金繰入金に490万7,000円の増額を計上しておりますが、これは、国民健康保険税の減額分に対する運営基金繰入金の増額でございます。

次に、議案第16号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）でございますが、歳入歳出それぞれ366万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,823万4,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。歳入は後期高齢者医療保険料の増額であり、歳出はそれに伴う後期

高齢者医療広域連合への納付金の増額でございます。

以上、議案第14号から議案第16号までの提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第14号から議案第16号までの提案説明を終わります。

日程第25 議案第17号 から 日程第28 議案第20号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第25から日程第28までは当初予算に関する議案ですので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第17号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第26、議案第18号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第27、議案第19号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第28、議案第20号、令和5年度日吉津村下水道事業会計予算について、以上4件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第17号から議案第20号まで、当初予算4議案について提案理由を申し上げますが、特に新規事業など主要事業に係るものとさせていただきます。

初めに、議案第17号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてであります。予算書の8ページから9ページにかけて御覧ください。歳入歳出それぞれ28億3,714万9,000円と定めております。前年度と比較しますと、5億7,691万6,000円の減額で約17%の減となっています。

次に、歳入について主なものを御説明申し上げます。10ページを御覧ください。第1款村税、第1項村民税では、個人所得、法人所得とも、新型コロナの影響はあるものの令和4年度の実績から1,034万円を増額し、2億4,459万8,000円を計上しております。

次に、12ページを御覧ください。第7款地方消費税交付金については、消費の回復から687万9,000円の増の9,883万6,000円を計上しており、そのうち福祉や保健などの社会保障に充てるべき交付金は、4,830万5,000円を見込んでおります。第10款地方交付税については、地方交付税を前年度実績から7,659万4,000円の増額を見込み、地方交付税全体で

は7,766万4,000円を増額し、6億6,860万8,000円を計上しております。

次に、16ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の終了による減や、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の減など、1,707万5,000円減額の6,364万7,000円を計上しております。

続きまして、19ページを御覧ください。第15款県支出金、第2項県補助金では、がんばる農家プラン事業補助金やスマート農業社会実装促進事業補助金など、1,538万3,000円を減額し、7,896万円を計上しております。

続きまして、21ページを御覧ください。第17款寄附金、第1項寄附金、第2目総務寄附金では、本年度の実績から、夢はぐくむ村づくり事業に対する指定寄附金の減額を見込みまして、2,800万円減の9,500万円を計上しております。第18款繰入金は、複合型子育て拠点施設整備事業が終了したことに伴う夢はぐくむ村づくり基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金の減などにより、8,283万6,000円の減額となり、1億3,288万7,000円を計上しております。

続きまして、25ページを御覧ください。第21款村債は、学校教育施設等整備事業債1,650万円、緊急防災減災事業債2億4,440万円など、3億1,210万5,000円を計上させていただいております。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。初めに、27ページを御覧ください。第2款総務費について申し上げます。第1項総務管理費、第1目総務管理費の総額は、2,130万7,000円を減額し、3億1,790万2,000円としております。これは、法改正等に伴うシステム改修や、システム導入等の終了に伴う電算処理業務委託料が減となったことが主な要因でございます。

次に、32ページを御覧ください。同款同項第5目企画費の総額は、2,258万9,000円を減額し、1億2,594万4,000円としておりますが、これは、夢はぐくむ村づくり基金寄附金の減額見込みに伴う記念品や役務費などの経費の減額が主なものでございます。

次に、41ページを御覧ください。第3款民生費について御説明を申し上げます。第1項社会福祉費、第1目社会福祉費の総額は、2,136万8,000円を増額し、2億6,076万円としております。これは、委託料のうち、ふれあいのまちづくり事業から自立相談、家計改善支援事業など3事業の委託に変更したことに伴う増や、ねんりんピックのテスト大会開催に伴う補助金の増が主な要因でございます。

続いて、46ページを御覧ください。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の総額は、7億7,420万7,000円を減額し、6,820万4,000円としております。これは、複合型子育て拠点施設整備工事が終了したことに伴う工事請負費や備品購入費などの減額が主な要因でございます。

次に、52ページを御覧ください。第4款衛生費について御説明を申し上げます。第1項保健衛生費、第2目予防費の総額は、1,331万2,000円を減額し、3,030万4,000円としております。これは、新型コロナワクチン接種の集団接種の縮小に係る医師謝礼等の報償費や人件費などの減額が主な要因でございます。

次に、59ページを御覧ください。第5款農林水産業費について御説明を申し上げます。第1項農業費、第3目農業振興費の総額は、1,424万4,000円を減額し、3,849万1,000円としております。これは、がんばる農家プラン事業補助金などの減額が主な要因でございます。

次に、63ページを御覧ください。第6款商工費について御説明を申し上げます。第1項商工費、第1目商工振興費は、1,933万6,000円を減額し、887万3,000円としておりますが、これは、新型コロナウイルス経済対策商品券事業の終了に伴う減額が主な要因でございます。

次に、69ページを御覧ください。第8款消防費について御説明を申し上げます。第1項消防費、第2目災害対策費は、2億4,751万円を増額し、2億5,541万6,000円としておりますが、これは、村の防災行政無線の更新及びアプリの追加などの機能の強化に伴う工事請負費の増額が主な要因でございます。

次に、72ページを御覧ください。第9款教育費について御説明を申し上げます。第2項小学校費、第1目学校管理費の総額は、1,519万円を増額し、1億1,901万6,000円としております。これは、小学校及び附属施設等のLED化工事に伴います工事請負費の増及び教育支援センターをふれあい生活館に移転し、学習支援員を充実させるための人件費の増額が主な要因でございます。

続いて、議案第18号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について提案理由を御説明申し上げます。予算書の4ページと5ページを御覧ください。歳入歳出それぞれ3億7,575万6,000円と定めております。前年度と比較しますと、366万2,000円、約1%の増となっております。

初めに、歳入について6ページを御覧ください。第3款県支出金の総額は、昨年度から990万1,000円を増額し、2億8,680万6,000円としております。これは、データヘルス計画の委託に伴う保険給付費等交付金の増が主なものでございます。

次に、歳出について9ページを御覧ください。第2款保険給付費、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費は、372万4,000円を増額し、3,425万2,000円としております。これは、入院等の増による高額療養費の増額が主な要因でございます。

次に、11ページを御覧ください。第5款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分は、661万円を減額し、5,922万2,000円としております。これは、県の見込んだ本村の被保険者数と所得ケースの減少が主な要因でございます。

次に、議案第19号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を御説明申し上げます。予算書の4ページを御覧ください。歳入歳出それぞれ5,589万円と定めております。前年度と比較しますと、346万4,000円の増、約6.6%の増となっております。

初めに、歳入について5ページを御覧ください。第1款後期高齢者医療保険料の総額は、314万3,000円を増額し、4,715万8,000円としております。これは、被保険者数の増による保険料の増額が主な要因でございます。

次に、歳出ですが、7ページを御覧ください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金の総額は、364万5,000円を増額し、5,480万円としております。これは、保険料の増額が主な要因でございます。

次に、議案第20号、令和5年度日吉津村下水道事業会計予算について提案理由を御説明申し上げます。初めに、1ページから2ページを御覧ください。第3条において収益的収入及び支出の予定額、第4条において資本的収入及び支出の予定額、第5条において企業債の予定額などを定めております。

第3条と第4条につきまして、予算実施計画から御説明申し上げますので、19ページを御覧ください。収益的収入の予定額は、前年度に比べ176万3,000円を減額し、1億5,058万8,000円としておりますが、営業収益のうち、うなばら荘の閉鎖等に伴う下水道使用料の減額が主な要因となっております。一方、収益的支出の予定額は、783万5,000円を増額し、1億4,411万6,000円となりますが、これは営業費用のうち、処理場費の委託料における処理場耐水化計画策定業務550万円の増が主な要因となっております。

続きまして、23ページから24ページを御覧ください。資本的支出の予定額は、1億6,031万8,000円を増額し、2億1,326万5,000円としており、建設改良費のうち固定資産購入費として、移動式汚泥脱水車の購入1億6,000万円が主な要因でございます。これに併せまして、23ページの資本的収入の予定額においても、1億5,902万8,000円増額し、1億6,

300万円としており、国庫補助金、企業債及び汚泥処理建設負担金の増額を計上しております。

なお、戻りますが、2ページの第4条におきまして、資本的収入が資本的支出に対して不足する5,026万5,000円につきましては、第4条本文中括弧書きで記載のとおり補填することとしております。

以上、簡単ではありますが、議案第17号から議案第20号の説明とさせていただきます、補足については総務課長から御説明を申し上げます。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 失礼します。それでは、議案第17号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算の補足説明を簡単に申し上げます。

初めに、歳入の主なものを御説明いたします。13ページを御覧ください。第13款使用料及び手数料、第1項使用料では、公共施設使用料におきまして496万6,000円を増額し、2,289万4,000円を計上しております。これは、保育所使用料を新たに計上しておりますが、令和4年度では、第12款分担金及び負担金、第1項負担金に計上していました保育料負担金を、利用者の使用料分に振り替えて計上したことによる増額が主な要因であります。

次に、16ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金に1,881万6,000円を増額し、3,080万6,000円を計上しておりますが、これは、子育て支援センターの一時預かり事業に係る地域子ども・子育て支援事業交付金及びすまいる子育て応援ギフト事業に係る出産・子育て応援交付金の増が主な要因であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。初めに、36ページを御覧ください。第2款総務費、第2項徴税费、第2目賦課徴収費には、3年に一度の固定資産税の土地評価鑑定業務委託の実施等に伴い713万4,000円を増額し、2,410万9,000円を計上しております。

次に、38ページを御覧ください。同款第4項選挙費、第2目県知事選挙費から第5目村議会議員一般選挙費の総額は、824万3,000円を計上しております。これは、令和5年度4月に予定されている統一地方選挙に係る増額でございます。

次に、49ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第4目保育所費の総額は、1,179万2,000円を増額し、1億6,717万3,000円としております。これは、ミライトひえづがオープンし、子供の定員増に伴う職員体制の充実を図るための人件費の増、子供の体験教育等の実施に係るものが主な要因であります。

次に、65ページを御覧ください。第7款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費の総額は、985万4,000円を増額し、3,942万6,000円としております。これは、村道4号

線西川橋4補修工事に1,550万円などの橋梁補修工事の増額によるものです。

次に、70ページを御覧ください。第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の総額は、504万4,000円を増額し、4,444万1,000円を計上しております。これは、令和4年度当初予算では、新型コロナウイルス感染症の影響で中学生人材育成交流事業を、県内でのEnglish Campにしておりましたが、令和5年度はオーストラリア交流を計上したことによる増額が主な要因でございます。

なお、各施設や各事業において原油高、物価高騰の影響により、光熱水費等の需用費や委託料、工事費などが全体的に増額となっております。

なお、議案第18号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第19号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号、令和5年度日吉津村下水道事業会計予算については、村長からの説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上、主な部分のみではありますが、議案第17号から議案第20号の補足説明とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で議案第17号から議案第20号までの提案説明を終わります。

日程第29 発委第1号

○議長（山路 有君） 日程第29、発委第1号、日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。ただいま議案となりました、発委第1号、日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例について提案理由を申し上げます。

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、従来の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が新たな個人情報保護法に統合されることになりました。令和5年4月1日以降、各地方公共団体の個人情報保護制度については、新たな個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されますが、各地方公共団体の議会は、共通ルールの適用対象から除外され、各議会の自律的な対応に委ねるものとされました。

現在、本村議会の個人情報の保護制度については、日吉津村個人情報保護条例によって規律さ

れていますが、新たな個人情報保護法が施行されるのに伴い、同条例は廃止されることとなるため、引き続き、共通ルールに沿った形で本村議会の個人情報の保護を図るため、お手元に配付した案のとおり、条例を定めるものであります。

以上、発委第1号の提案理由とさせていただきますので、よろしく御審議、御賛同いただけますことをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で発委第1号の提案説明を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次回の本会議は、3月6日月曜日、午前9時から一般質問を行いますので、同議場に御参集ください。御苦労さまでした。

午前11時44分散会
